

一般健康診断 実施要項

この一般健康診断は、三重県医師国民健康保険組合が対象被保険者の疾病予防を目的として行うものであります。

実施は各支部(地区医師会)単位で行い、その方法(実施医療機関の選定、検査項目の選択、検診費等)は支部に一任しております。

■**実施期間** 令和8年7月1日～12月31日

■**一般健診対象者**(令和8年4月30日までに資格取得した下記の方)

74歳までの医師(1種組合員)、74歳までの医師の配偶者(1種家族・3種家族)、
39歳までの従業員(2種組合員・4種組合員)

■**実施場所・受診方法**

地区医師会指定の医療機関(指定がない場合は健康診断を実施している医療機関)へ直接予約し、個人表を提出、健診結果を記入してもらい、地区医師会へ個人表を提出。

■**個人表の提出期限** 令和9年1月20日

■**個人表の提出先** 個人表右上に記載の地区医師会

■**補助額**(地区医師会を通じて補助をいたします)

30,000円……39歳までの医師(1種組合員)及び配偶者(1種家族・3種家族)

20,000円……40歳～74歳の医師(1種組合員)及び配偶者(1種家族・3種家族)
※補助対象には特定健診の受診が必須となります。

8,000円……39歳までの従業員(2種組合員・4種組合員)

■資格喪失後の健康診断受診は補助対象外となります。

■上記補助金の受け取り方、時期等は地区医師会にお問い合わせください。

注意事項

■一般健診については自家受診を認めますが、**1種組合員のみ自家受診及び自己受診は認めません。**(勤務医は自家受診可能)

■自家受診の場合は、領収書を「一般健康診断個人表」の裏面に必ず貼付して下さい。

■受診の結果、何らかの異常若しくは疾病の疑いがある場合に行う精密検査等は、保険診療の取扱いとなります。

「一般健康診断個人表」は個人情報保護法に基づき保健事業における健康診断のみに使用し、三重県医師国民健康保険組合が保管いたします。